無償貸付物品の返納手続及び需要調査

無償貸付物品について、故障等により使用不能となった場合、経年劣化、陳腐化等により研究活動等に利用することができなくなった場合、その他研究者の退職等により貸付先で使用する見込みが無くなった場合等においては、以下の手続きにより文部科学省へ返納することが可能となっています。

なお、返納手続きの事務効率化、円滑化等を図るため、従前50万円以上の返納物品に添付していた 修理不能証明書等の提出は不要としました。

また、返納物品のうち使用可能な物品については、需要調査等を実施して有効活用を図っています。

1. 物品の返納手続

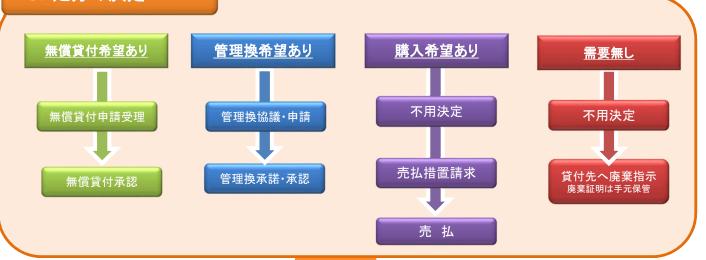
文部科学省大臣官房会計課管理班物品管理係宛てに返納申請

- 【提出書類】 ①返納申請書(借用物品の返納について)
 - ②返納物品明細書
 - ③物品貸付承認通知書(写) ※返納する物品の別紙備考欄に「返納」と記載

2. 需要調査等

文部科学省ホームページ上で需要調査実施(概ね10日間掲載) (掲載URL) http://www.mext.go.jp/b menu/choutatsu/1354367.htm

3. 処分の決定



4. 需要調査結果公表

需要の有無、処分方法(無償貸付、管理換、売払、廃棄)をHPで公表

[本件問合せ先]

文部科学省大臣官房会計課管理班物品管理係 TEL:03-5253-4111(内線2729・2925) 9:30~18:15まで(12:00~13:00を除く)